

平成 22 年 7 月 23 日

福祉用具における保険給付の在り方に関する意見書

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）

会長 木村 憲司

日本福祉用具・生活支援用具協会（以下 JASPA という）は、福祉用具の製造事業者を中心に、流通及びその他関連する事業者で構成されています。JASPA では、福祉用具の JIS 規格策定等、安全性のハード面の向上と用具の選定や適合性・使い方・利用環境の整備等のソフト面の向上を図る両面の活動を行っています。

JASPA では、福祉用具によるサービスが介護保険制度本来の目的である利用者の自立支援及び QOL の向上に役立っていると自負しておりますが、今般の（財）テクノエイド協会実施の「福祉用具サービス利用実態有効性調査研究」のデータによりますと、利用効果・満足度調査において、利用者からの評価は 5 段階評価の 4 点前後であり、一定の評価をいただいていると理解しております。その結果に満足することなく、今後、介護職の人材確保が困難になっていく中で、マンパワーの代替及び介護労働者の環境整備の面から、福祉用具の役割と責任は非常に大きいと感じております。

JASPA では、「福祉用具は、『製品』と『ソフト』とが一体となって初めて商品として有効に利用される。」と考えており、「ハード」と「ソフト」の両面からのサービス向上が JASPA の使命と考えています。JASPA としての取組の現状と今後に関する意見を下記のとおりご報告いたします。

記

1. 福祉用具の JIS 規格策定の現状及び JIS マーク等の安全指標の普及について

平成 19 年の消費生活用製品の重大事故公表・報告制度の実施以来、国民から福祉用具の安全性について重大な関心が寄せられており、JASPA では、福祉用具の安全性の確保のひとつとして、JIS 原案の策定作業を早めるとともに JIS マークの認証の取得促進を図っています。

具体的には、介護保険対象品目については優先的に JIS 原案を策定してきました。既に JIS 規格制定済みのものは 15 品目（注 1）となっています。今年度 JIS 規格となるものは 4 品目（注 2）となっています。また、現在 JIS 原案を検討中のものが 6 品目（注 3）となっています。

JASPA では、福祉用具の事故防止のためには、まず JIS 規格を策定し、それに基づいた製品を開発するだけでなく、JIS マーク認証の取得を促進し、如何に利用者等に

周知するのが重要であると考えています。

つきましては、JASPA としても JIS マークの利用者への啓発活動に力を注いで参りますが、国としても JIS マーク認証製品の利用を促進するために、制度的或いは運用面でのご支援をいただきたいと考えています。

2. 介護保険に対する要望

(1) 軽度者に対する例外措置の簡素化について

軽度者に対する福祉用具の利用は、本人の自立心を維持し、重度化を防ぐ面からその役割は非常に大きいといえます。平成 18 年度の介護保険改正により、一部の軽度者については原則利用できない福祉用具も例外措置によりその利用が認められるようになりましたが、手続きの面倒さやその例外措置が十分周知されていないことから、潜在的に需要がありながら利用されていないケースがあると聞いております。

つきましては、例外措置の手続きにつきましては、できるだけ簡略化し、例外措置を介護支援専門員に周知・徹底いただきますようお願いいたします。

(2) 介護従事者の腰痛等の職業病予防のための福祉用具の利用の促進

介護従事者の腰痛問題は深刻化しているものの、介護従事者の要介護者の持ち上げ行為の危険性についての認識は低いように思われます。少子高齢化が進み、介護従事者の確保がむずかしくなっていくなかで、労働災害を増やさないという側面から、介護リフト等の福祉用具の利用促進について関係者への教育・啓発に努めていただき、それらの法制化を視野にご検討をお願いいたします。

(3) 福祉用具サービスの貸与・販売の考え方

福祉用具サービスの貸与種目と販売種目の区分の大幅な変更は業界に対する影響が大きいため原則的に現状の制度を変更しないようお願いいたします。

平成 10 年 8 月の第 14 回医療保険福祉審議会における「介護保険制度における福祉用具の範囲（7 原則）」と「居宅福祉用具購入費（販売）の対象用具の考え方」のとおり、身体状況、介護の必要度の変化などに応じて交換できるという点から原則貸与とし、販売対象品は転売や中古品の流通の可能性が極めて低い「再利用に対する抵抗感の伴うもの」「形状変化が生じるもの」に限るという考え方について次に述べる理由により賛同いたします。

- ①福祉用具を安全に利用していただくためには、アフターメンテナンス、定期点検・整備を必要としますが、これだけでなく廃棄の面からも貸与サービス事業者が所有者である貸与サービスが有効であると考えます。貸与サービスで扱う福祉用具は、販売品が行っている製品の種類毎の管理ではなく、個々の貸与品毎の個別管理を採用している貸与事業者が多く、製造事業者から一部の製造ロットで不具合などが生じた場合であっても、利用者の特定と対応を速やかに対

応できます。

②貸与サービス事業者は、複数のアイテムの在庫を有している場合が多く、選定の段階で複数のアイテムを利用者宅等に持ち込んで試して選定するため比較的適合のレベルが高いと考えます。(財)テクノエイド協会の「福祉用具サービス利用実態有効性調査研究」において、初回フォローで約4分の1が用具変更している実態は貸与サービスであるからこそできるものと考えます。

3. 福祉用具の有効性の検証の推進

介護保険制度で利用される福祉用具は、マンパワー介護サービスを代替する機能をもっていますが、実際の利用効果についての検証や、新たな福祉用具の開発について、産官学の共同研究の機会を作っていただきますようお願いいたします。

(注1) 手動車いす、電動車いす、ハンドル形電動車いす、木製松葉つえ、車いす用可搬形スロープ、家庭用段差解消機、在宅用電動介護用ベッド、電動立ち上がり補助いす、リフト、静止型交換マットレス、圧切り替え型マットレス、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、浴槽内いす

(注2) ポータブルトイレ、入浴用いす、和洋変換便座、体位変換機

(注3) 歩行車、歩行器、エルボクラッチ、他点つえ、ベッド用テーブル、腰掛便座

以上